

世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）素案について

1 主旨

特別支援教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、令和4年度から令和5年度までの2年間にわたる、区立小・中学校・幼稚園における具体的な事業活動について規定した「世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）」の素案をとりまとめたので、報告する。

計画の策定にあたっては、「(仮称)世田谷区未来つながるプラン（実施計画）」や「第2次教育ビジョン・調整計画」などの諸計画との整合性を図る。

誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、世田谷区教育総合センターを拠点とした教員の専門性向上と人材育成、専門チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害理解教育の推進などに取り組み、どの子どもも等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進していく。

2 計画素案の内容

別紙1及び別紙2のとおり

別紙1 世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）素案【概要版】

別紙2 世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）素案【本文】

3 計画の検討体制

区立小・中学校校長会及び特別支援学級設置校長会代表、学識経験者等による検討委員会を設置し、素案のとりまとめまでに2回実施した。今後、検討委員会を継続するとともに、区民からの意見については、令和3年9月に実施する予定の「第2次教育ビジョン・調整計画」のパブリックコメントの内容などを反映していく。

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年 1月 文教常任委員会（案）

3月 策定

世田谷区特別支援教育推進計画（素案）（調整計画：令和4年度～令和5年度）【概要版】

第1章 特別支援教育をめぐる動き

- 平成19年 特別支援教育開始（特殊教育からの転換）
- 平成24年 中教審「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告
- 平成26年 障害者権利条約発効
第2次教育ビジョン策定（重点事業に位置づけ）
- 平成27年 世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方策定
- 平成28年 障害者差別解消法施行（合理的配慮の提供）
世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）策定
世田谷区立小学校全校に「特別支援教室」設置
- 平成30年 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）策定
- 平成31年 区立中学校28校に「特別支援教室」を設置
- 令和3年 中教審「令和の日本型学校教育の構築を目指して」報告
「自閉症・情緒障害特別支援学級」開設
区立中学校1校「特別支援教室」開設
⇒全校での「特別支援教室」設置が完了
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」成立

第2章 第2期計画を振り返って

（1）特別支援教育の推進体制における主な取り組み内容

- 特別支援教育コーディネーター機能の充実
 - ・小学校における授業代替講師等の配置
- 通常の学級における支援
 - ・学校包括支援員95人配置
（1人1校及び大規模校加配）
 - ・非常勤講師（教科の補充指導）の配置
 - ・学校生活サポーター（旧支援要員）の拡充
- 校外から学校を支援する体制
 - ・教育支援チームの実施
 - ・特別支援教育巡回グループによる支援
- 医療的ケア児への支援
 - ・看護師配置等による医療的ケアの実施

（2）個に応じた教育環境の充実における主な取り組み内容

- 小学校「特別支援教室」の運営
 - ・拠点校の増設5校（計25校）
- 中学校「特別支援教室」の導入・運営
 - ・全校導入
- 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の開設
 - ・小学校2校、中学校1校
- 「GIGAスクール構想」に基づくタブレット端末の整備
 - ・児童・生徒 一人一台

（3）特別支援教育の指導の充実における主な取り組み

- 教員研修及び教育研究活動の実施
 - ・夏季教育課題研修など

（4）共生社会に向けた教育の推進における主な取り組み内容

- 人権や多様な個性を尊重する教育
 - ・オリンピック・パラリンピック推進校：全校実施
- 交流及び共同学習等の充実
 - ・特別支援学級設置校全校

（5）総合的な評価

- ・施策体系に基づく総合的な取り組みを通じて、個に応じた教育環境の充実、教職員の専門性や障害者理解に関する意識の向上などの成果を上げることができたことから、インクルーシブ教育が一步前進し、学校の包摂性を高めることができました。

（6）第2期計画から調整計画へ引継ぐ内容

- ①特別支援教育推進体制の充実
- ②教職員の専門性の向上
- ③医療的ケア児及びその家族に対する支援
- ④個に応じた教育環境の充実
- ⑤障害者理解教育の充実

第3章 教育総合センターを拠点とした取り組み

（1）教育総合センター開設の背景

（2）教育総合センターの運営方針

（3）教育総合センターの新たな機能

（4）インクルーシブ教育推進の拠点

- ・今後、教育総合センターをインクルーシブ教育推進の拠点と位置づけ、大学や企業、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じてインクルー

シブ教育を実践する知識やスキルを有する教職員の育成を図ります。

- ・様々な相談に総合的に対応する切れ目のない支援や、専門チームによる支援の充実を図り、子ども一人一人の特性に応じた支援の強化に向け取り組みます。
- ・教育総合センターの活動を通じて得られる専門的な知識や情報を十分に生かすとともに、研究・研修部門と子ども・保護者支援を行う部門が相互に連携し、一体となって取り組むことが重要です。

第4章 計画の位置づけ及び計画期間

- ・特別支援教育推進計画は、「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」で定めた「考え方」や目指すべき「取り組みの方向」の実現に向けた具体的な行動計画です。
- ・本計画は令和4年度から令和5年度までの2年間にわたる、区立小・中学校・幼稚園における事業活動について規定するものです。

第5章 調整計画の内容

（1）本計画における対象

- ・支援の対象を想定する上で重要な視点は、「障害」があるかないかではなく、その特性によって学校生活上の困難が生じているかどうかということになります。
- ・このことから、本計画では、支援の対象を「障害の特性によって生活上の困難が生じている子ども」とし、本文中においては、「配慮を要する子ども」又は「配慮を要する児童・生徒」と表記しています。

（2）世田谷型インクルーシブ教育を支える体制の推進

- ・教育ビジョンの3つの基本方針の一つである、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」に基づき、進めていくことが特に大切であると考えています。
- ・誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、教育総合センターを拠点とし、教員の専門性向上と人材育成、専門チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害理解教育の推進などに取り組み、どの子どもも等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進します。

(3) 調整計画の体系

大項目	中項目	小項目
I 特別支援 教育の推進 体制の充実	〔1〕 学校(園)における 支援体制の充実	①特別支援教育コーディネーター機能の充実
		① 専門チームによる学校支援 【重】【新】【セ】
	〔2〕 切れ目のない 一貫した支援	②就学前から卒業後までの途切れのない支援
		③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実 【重】【拡】
		④ 教育に関する相談を総合的に受ける 相談体制の構築 【重】【新】【セ】
		⑤支援情報の引継ぎ、活用促進 【セ】
		⑥関係機関との連携の充実 【セ】
	〔3〕 通常の学級に おける 人的支援	①学校包括支援員の配置
		②非常勤講師(教科の補充指導)の配置
		③ 学校生活サポーターの充実 【重】【拡】
		④大学生ボランティアの充実
		⑤幼稚園介助員の充実
		⑥ 新たな人材の養成 【重】【新】【セ】
	〔4〕 特別支援学級 における 人的支援	①特別支援学級支援員の配置
		②学校生活サポーターの充実
		③ 新たな人材の養成(再掲) 【重】【新】【セ】
II 個に応じた 教育環境の 充実	〔5〕 多様な学びの 場や機会の充実	① ICTを活用した学びや支援の充実 【重】【拡】【セ】
		②興味・関心事や才能を活かした教育に関する 研究・実施
		③特別支援学級等の整備
III 特別支援 教育の 指導の充実	〔6〕 教員の資質・ 専門性の向上	① 教員研修の実施 【重】【拡】【セ】
		② 教育研究活動(教材開発・研究を含む)の実施 【重】【拡】【セ】
		③特別支援学校との連携
		④学識経験者事業の実施
IV 共生社会に 向けた 教育の推進	〔7〕 障害者理解 教育の推進	①人権や多様な個性を尊重する教育
		②交流及び共同学習等の充実

凡例……【重】：重点事業 【新】：新規事業 【拡】：拡充事業 【セ】教育総合センターの機能

(4) 具体的な取り組み内容(主な取り組み内容) 凡例……●：重点事業 下線：新規の取り組み

I-〔1〕特別支援教育コーディネーター機能の充実

- 特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、その資質や専門性の向上に向け取り組みます。
- 特別支援教育コーディネーターが果たすべき役割は重要であるため、特別支援教育コーディネーターの活動しやすい環境づくりに取り組みます。

I-〔2〕切れ目のない一貫した支援

- 学校や保護者等から寄せられる相談件数の増加や、相談内容の複雑化・多様化を踏まえ、就学後も専門的な視点で継続的に見守り、子どもや学校を支援する特別支援教育巡回グループなど、専門チームの運営を通じて、学校や児童・生徒、保護者に対する総合的な支援を行います。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援について、保護者、医療機関及び就学前機関と密接な連携を図るなど、切れ目のない相談体制の充実に向け取り組みます。
- 特別支援教育や不登校、いじめなど様々な相談に対応するとともに、学校や専門チームと連携して多様で複雑な課題が深刻化する前に解決できるよう総合的な相談体制を構築します。
- 教育総合センターの相談部門や支援部門、福祉部門が情報を共有していくことで、配慮が必要な子どもたちがより適切な対応や支援に繋がることができるよう情報共有システムを運用します。

I-〔3〕〔4〕通常の学級及び特別支援学級における人的支援

- 配慮を必要とする児童・生徒の増加により、人的支援のニーズは依然として高い状況にあることから充実を図ります。
- 学校包括支援員及び学校生活サポーターに対する研修を実施し、支援の充実に向け取り組みます。
- 支援の担い手となる新たな人材の養成方法について検討し、人材確保の充実を図ります。

II-〔5〕多様な学びの場や機会の充実

- 特別支援学級等におけるタブレット端末やアプリを活用した授業事例等のデータベース化、共有により、ICTの活用にかかる教員の指導力の向上を図っていきます。
- 教育DX推進の取り組みに基づき、教育データを利活用して、児童・生徒一人一人の個性や特性に応じた指導に取り組みます。

III-〔6〕教員の資質・専門性の向上

- 研修や教育研究活動の実施、特別支援学校のセンター機能の活用を通じて充実を図ります。
- 研修動画や好事例のデータベース化など、ICTを活用した研究及び検討を行います。
- 作業療法士や理学療法士などの学識経験者派遣事業の実施を通じて専門性の向上を図ります。

IV-〔7〕障害者理解教育の推進

- 人権教育や道徳教育の成果を生かすとともに、学校の教育活動全体を通して発達段階に応じた指導を実施していきます。
- 交流及び共同学習や副籍交流の充実を図り、相互理解の促進を図ります。

世田谷区特別支援教育推進計画（素案）

（調整計画：令和4年度～令和5年度）

令和3年8月

世田谷区教育委員会

はじめに（調整中）

目 次

第1章	特別支援教育をめぐる動き	1
第2章	世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）を振り返って	3
第3章	教育総合センターを拠点とした取組み	10
第4章	計画の位置づけ及び計画期間	13
第5章	調整計画の内容	
1	本計画における対象	15
2	世田谷型インクルーシブ教育を支える体制の推進	15
3	調整計画の体系	16
4	具体的な取組み内容	
I	特別支援教育の推進体制の充実	
〔1〕	学校（園）における支援体制の充実	17
①	特別支援教育コーディネーター機能の充実	
〔2〕	切れ目のない一貫した支援	19
①	専門チームによる学校支援	
②	就学前から卒業後までの途切れのない支援	
③	医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実	
④	教育に関する相談を総合的に受ける相談体制の構築	
⑤	支援情報の引継ぎ、活用促進	
⑥	関係機関との連携の充実	
〔3〕	通常の学級における人的支援	24
①	学校包括支援員の配置	
②	非常勤講師（教科の補充指導）の配置	
③	学校生活サポーターの充実	
④	大学生ボランティアの充実	
⑤	幼稚園介助員の充実	
⑥	新たな人材の養成	
〔4〕	特別支援学級における人的支援	26
①	特別支援学級支援員の配置	

② 学校生活サポーターの充実	
③ 新たな人材の養成（再掲）	
II 個に応じた教育環境の充実	
〔5〕 多様な学びの場や機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	27
① ICT機器の活用支援	
② 興味・関心事や才能を活かした教育に関する研究・実施	
③ 特別支援学級等の整備	
III 特別支援教育の指導の充実	
〔6〕 教員の資質・専門性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・	29
① 教員研修の実施	
② 教育研究活動（教材開発・研究を含む）の実施	
③ 特別支援学校との連携	
④ 学識経験者事業の実施	
IV 共生社会に向けた教育の推進	
〔7〕 障害者理解教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	31
① 人権や多様な個性を尊重する教育	
② 交流及び共同学習等の充実	

資料編

1 世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）検討委員会設置要綱・・・・・・・・	35
2 世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）検討委員会名簿・・・・・・・・	36
3 世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）検討委員会検討経過・・・・・・・・	37

第1章 特別支援教育をめぐる動き

- 平成19年に、学校教育法等の一部を改正する法律の施行を受け、障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育」を開始
- 平成23年に、障害者基本法の改正。「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」などを規定
- 平成24年7月に、中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。」「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を教員養成段階で身につけることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」などを報告
- 平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」を制定。平成28年4月施行
- 平成25年9月に、平成24年の中央教育審議会報告で「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたことなどを踏まえ、学校教育法施行令にて就学に関する所要の改正
- 平成26年1月20日に「障害者の権利のための条約」の批准書を寄託し2月19日から効力発効。条約第24条には「インクルーシブ教育」の規定
- 平成26年3月に、「第2次世田谷区教育ビジョン・第1期行動計画」を策定。特別支援教育を今後10年間で重点的に取り組む事業に位置づけることを明記
- 平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」を策定。今後10年程度を見ずえた基本的な「考え方」や「取組みの方向」を明記
- 平成28年4月に、世田谷区特別支援教育推進計画（第1期）を策定。「あり方」で設定したリーディング事業をさらに拡充し、平成28年度から平成29年度までの2年間にわたる事業活動について規定
- 平成28年4月に、区立小学校全校に「特別支援教室」を設置。発達障害等の児童に対する指導・支援の充実

- 平成31年2月に、文部科学省の「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」が、医療的ケア児の実態は多様であり、医療的ケアの種類・頻度のみに着目した画一的な対応ではなく、医療的ケアの状態等や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であることを報告
- 平成31年4月に、区立中学校28校に「特別支援教室」を設置。発達障害等の生徒に対する指導・支援の充実
- 令和3年1月に、中央教育審議会が「令和の日本型学校教育の構築を目指して」を報告。特別支援教育を受ける児童・生徒などの増加を踏まえ、学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する。全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境を整備することなどを明記
- 令和3年4月に、世田谷区としては初めてとなる「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」を多聞小学校、船橋小学校及び世田谷中学校に開設。区立中学校においても、全校での「特別支援教室」設置が完了
- 令和3年6月に、医療的ケア児や、その家族を支援するため、国や地方公共団体に必要な支援を求める「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立

第2章 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）を振り返って

世田谷区では、平成30年3月に策定した世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）（以下、「第2期計画」といいます。）に基づき、充実を図ってきました。

第2期計画の主な取組みの成果や課題、調整計画へ引継ぐ内容について整理しました。

（1）特別支援教育の推進体制における主な取組み内容

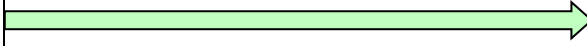
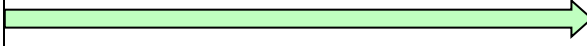
学校における支援体制の強化については、小学校において特別支援教育コーディネーターの業務が増大していることから、コーディネーターの業務を代替できる非常勤講師や看護師を週に2時間配置し、児童の行動観察など、授業時間中にしかできない業務を行えるよう環境整備に取り組みました。この制度を利用している学校からは高い評価が得られていますが、一部の学校では、非常勤講師や看護師を確保することができず、本制度を利用できていない状況もあることから、学校が人材を確保できるよう、支援の方策について検討していく必要があります。

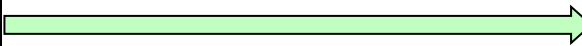
配慮を必要とする児童・生徒に対する人的支援のニーズが高いことから、通常の学級においては、区立小・中学校1校につき1人の学校包括支援員を配置することに加え、平成30年度からは大規模校5校に対し、学校包括支援員を2人配置としました。また、学校包括支援員だけでは支援が不足する場合に配置している学校生活サポーター（支援要員）を拡充しました。特別支援学級においても、特別支援学級支援員の配置基準を見直し、支援体制を強化しています。このような人的支援体制の充実により、配慮を必要とする児童・生徒が学習活動に取り組みやすくなるとともに、学級への帰属感、連帯感を持つことができるなどの教育的な効果が現れています。

配慮を要する児童・生徒が就学した後も、専門的な視点で継続的に見守り、子どもや保護者、学校を支援することを目的として、令和2年度から特別支援教育巡回グループ（教育職1人、臨床心理士1人）を発足しました。学校からの相談受付後、子どもの行動観察等を実施した上で、学校管理職との話し合いの場を設け、子どもの特性に関する理解促進、配慮の仕方や環境調整の方法など、様々な支援の方策を助言しています。また、翌年度に小学校入学を控えた保護者からの相談もあり、保護者が抱える悩みや心情に寄り添い、特別支援教育巡回グループ、学校、保護者が連携しながら、切れ目のない支援の充実に向け取り組んでいます。学校や保護者等から寄せられる相談件数の増加や、相談内容の複雑化・多様化を踏まえ、特別支援教育巡回グループにおける支援の充実を図り、学校における支援体制の整備や研修による教員の資質向上を図るとともに、児童・生徒、保護者に対する総合的な支援に向け、取り組む必要があります。さらに、様々な相談内容を継続的に蓄積し、教育総合センターの相談部門や支援部門、福祉部門が情報を共有していくことで、配慮が必要な子どもたちがより適切な対応や支援につながるような情報共有システムの運用を開始しました。

医療的ケア児に対する支援については、平成30年度から2年間にわたり、看護師を週3日程度、試行的に配置し、具体的な検討を行いました。この検討により、

医療的ケアの実施に向けた基本的な手順、看護師の勤務条件、実施体制、緊急時の対応、医師や関係機関との連携方法等について把握することができました。子どもの自立に向けた意欲も見られたことから、令和2年度以降、看護師配置日数を拡充しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により登校が困難になっている医療的ケア児が授業に参加できるよう、遠隔授業を実施しました。今後、医療的ケア児の増加が見込まれるため、看護師の安定的な確保に向けた対応が求められています。

平成30年度	令和3年度（見込み）
◎学校における支援体制	
○特別支援教育コーディネーターの活動環境整備 ・小学校 授業代替講師等の配置 週2時間	
◎通常の学級における人的支援	
○学校包括支援員の配置 95人配置 (1人1校及び大規模校加配) ○非常勤講師（教科の補充指導）の配置 89校 22, 363時間 ○支援要員（臨時職員）の配置 58, 382時間 ○大学生ボランティア 367回配置 ○幼稚園介助員の充実 9園 209人配置 ○地域ボランティア制度モデル事業 ・要約筆記ボランティアモデル事業の実施 1校 ・小1サポーターモデル事業の実施 5校	○学校包括支援員の配置  ○非常勤講師（教科の補充指導）の配置 全校 24, 632時間 ○学校生活サポーターの配置 75, 300時間 *令和2年度から報償費制度へ移行 ○大学生ボランティア 250回配置 ○幼稚園介助員の充実 8園 180人配置 ○地域ボランティア制度モデル事業 ・要約筆記ボランティアモデル事業 0校 *対象児童・生徒不在のため ・小1サポーター事業の実施 37校
◎特別支援学級における人的支援	
○特別支援学級支援員の配置 41人配置 ○介添員（臨時職員）の配置 7, 401日（44, 406時間）	○特別支援学級支援員の配置 42人配置 *令和元年度に配置基準見直し ○学校生活サポーターの配置 8, 367日（50, 200時間） *令和2年度から報償費制度へ移行

平成30年度	令和3年度（見込み）
◎校（園）外から学校（園）を支援する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育巡回グループの役割や構成員、運営方法等の検討 ○教育支援チームによる支援 <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等の配置 1人 ・スクールソーシャルワーカーの配置 2人 ・弁護士の活用 ・医師の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育巡回グループによる支援 <ul style="list-style-type: none"> ・教育職1人、心理職1人 ○教育支援チームによる支援 <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等の配置 1人 ・スクールソーシャルワーカーの配置 1人 ・弁護士の活用 ・医師の活用
◎切れ目のない一貫した支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○支援情報の引き継ぎ 「就学支援シート」等による引継ぎの普及・促進 ○情報共有・連携強化に向けたシステムの検討 ○関係機関との連携 関係機関との連携促進に向けた取り組み ○医療的ケア児への支援 看護師の試行的配置の実施（安全面や看護師の配置方法等の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援情報の引き継ぎ <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> *「就学支援シート」及び「就学支援ファイル」の区ホームページへの掲載（データのダウンロード） ○教育相談支援システムの運用開始 ○関係機関との連携 各種関係協議会との連携、関係機関の情報提供、教育相談の実施、保護者との連携 など ○医療的ケア児への支援 看護師配置による医療的ケアの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・学校医療的ケア看護師（会計年度任用職員） 9人 ・訪問看護ステーション 2社

（2）個に応じた教育環境の充実における主な取り組み内容

全小・中学校に「特別支援教室」を設置するという大きな目標を達成することができました。通常の学級の担任と「特別支援教室」の担任が連携することにより、発達障害等の児童・生徒一人一人の特性に応じた指導の充実が図られていますが、「特別支援教室」を利用する児童・生徒数は、導入前と比べて約2.8倍となる1,720人に増加しています。そのため、小学校においては拠点校を5校、中学校では拠点校を1校増設し、巡回指導体制を強化しています。さらに「特別支援教室」による指導だけでは、十分にその成果を挙げるのが難しい児童・生徒もいること

から、「世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を小学校に2校、中学校に1校開設しています。こうした取組みは、多様な学びの場の充実につながっており、今後も対象児童・生徒の増加に注視し、適切な学級整備を行うことが必要です。

また、児童・生徒の学習意欲や学力等の向上を図るため、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒一人につき一台のタブレット型情報端末と、高速大容量の高速ネットワークの一体的な整備を行いました。こうした状況は教育環境の大幅な向上であり、大きな成果であると評価していますが、今後、児童・生徒の特性に応じたICTの活用や指導の充実を図る必要があります。

平成30年度	令和3年度（見込み）
◎多様な学びの場や機会の充実、発達障害教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ○小学校「特別支援教室」の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・教室環境・教材等の整備・充実 ・拠点校の整備・充実 2校（計20校） ○中学校「特別支援教室」の導入・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・導入に向けた検討・整備 ○自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・開設に向けた検討 ○興味・関心事や才能を活かした教育に関する研究・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支援に関する情報収集・調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校「特別支援教室」の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用児童数の増加等を踏まえた適切な対応 ・拠点校の増設 5校（計25校） ○中学校「特別支援教室」の導入・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・全校導入 ○自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・学級の開設 小学校2校、中学校1校 ○興味・関心事や才能を活かした教育に関する研究・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・研究・検討を踏まえた実施 0回 <p>*新型コロナウイルスの感染拡大による中止</p>
◎教材・教具の整備	
<ul style="list-style-type: none"> ○タブレット型情報端末の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級 52台 ・特別支援教室 12台 計64台 	<ul style="list-style-type: none"> ○「GIGAスクール構想」に基づくタブレット型情報端末の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒 一人一台

(参考)「特別支援教室」利用児童・生徒数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	909人	1,109人	1,340人	1,425人
中学校	208人	231人	259人	295人

(3) 特別支援教育の指導の充実における主な取組み

配慮を必要とする子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応するため、各種研修の実施や教育研究活動の実施を通じて、教職員の専門性の向上に取り組み、一定の成果を上げることができました。

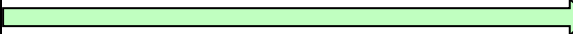
配慮を必要とする子どもの状況は複雑化・多様化しており、教員の資質や専門性の向上が重要であることから、次期計画においては、教育総合センターにおける「学校支援・教員等支援の強化」に位置付け、さらなる充実を図ります。

平成30年度	令和3年度（見込み）
◎教員の資質・専門性の向上	
<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター研修 ・特別支援学級担当教員研修 ・初任者等（1年次）研修 ○教育研究活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究会活動の実施 ○専門性向上プロジェクトの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・区立学校への成果普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども学び支援研修 ・夏季教育課題研修 ・初任者等（1年次）研修 ・中堅教諭等資質向上研修 ○専門性向上プロジェクトの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級における指導の充実

(4) 共生社会に向けた教育の推進における主な取組み内容

人権教育や道徳教育を全校で実施し、共生社会の形成に向けた障害者理解教育を推進しました。「交流及び共同学習」や「副籍交流」については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、中止や休止になることもありました。可能な範囲で相互の理解を深められるよう取り組みました。次期計画においても、誰もが互いの個性を尊重し、多様なあり方を認め合えるよう、障害者理解教育の充実を図る必要があります。

平成30年度	令和3年度（見込み）
◎障害者理解教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ○人権や多様な個性を尊重する教育 <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の実施 ・道徳教育の実施 ・オリンピック・パラリンピック 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権や多様な個性を尊重する教育 <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進校：3校 ・オリンピック・パラリンピック推進校 全校実施

<p>を契機とした学習や体験の検討・実施</p> <p>○出前型啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由疑似体験、障害者差別解消法などの授業の実施 <p>1校</p> <p>○交流及び共同学習等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピックを契機とした交流活動の実施 ・交流及び共同学習の実施 ・副籍制度による交流活動の実施 <p>○保護者や学校関係者への理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの検討 ・PTA・家庭教育学級との連携に向けた検討 	<p>○出前型啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由疑似体験、障害者差別解消法などの授業の実施 <p>4校</p> <p>○交流及び共同学習等の充実</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>*新型コロナウイルスの感染拡大による一部自粛あり</p> <p>○保護者や学校関係者への理解啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいの教育（就学相談用） ・「特別支援教室」リーフレット
---	---

（５）総合的な評価

第２期計画においては、施策体系に基づく総合的な取組みを通じて、次のような成果を上げることができたことから、世田谷区におけるインクルーシブ教育が一步前進し、学校の包摂性を高めることができたと考えております。

①個に応じた教育環境（ハード面とソフト面）の充実

看護師配置による医療的ケア児への支援、学校生活サポーター（支援要員）の充実、全小・中学校における「特別支援教室」の実施、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置、タブレット型情報端末の整備（一人一台）

②特別支援教育に関する専門性や障害者理解に関する意識の向上

専門チーム（特別支援教育巡回グループ等）による指導・助言、教職員研修及び教育研究活動を通じた専門性の向上、オリンピック・パラリンピックを契機とした学習や体験の実施

(6) 第2期計画から調整計画へ引継ぐ内容

①特別支援教育推進体制の充実

第2期計画においても「障害者の権利のための条約」で定める「インクルーシブ教育」の理念を踏まえ、通常の学級及び特別支援学級における人的支援の拡充を行っていますが、配慮を必要とする児童・生徒の増加により、人的支援のニーズは依然として高い状況にあります。

②教職員の専門性の向上

障害のある子どもや、医療の進歩により医療的ケアを受けながら日常生活を送る子どもなど、複雑化・多様化しており、特別支援教育に関する教職員の専門性向上が必要です。

学校組織や教職員だけでは対応することが難しくなっている状況もあるため、外部からの専門的な指導・助言の強化が求められています。

③医療的ケア児及びその家族に対する支援

区立学校に在籍する医療的ケア児の増加に伴う看護師の確保や、通学や校外学習における移動手段の確保が課題となっています。また、医療的ケア児が長期入院等で通学が困難な際にも、学習機会や担任、児童・生徒とのコミュニケーションが確保されるよう、遠隔授業の充実に向け検討する必要があります。

④個に応じた教育環境の充実

配慮を必要とする子どもたちが、一人一人の能力や可能性を伸ばせるよう、児童・生徒の増加や、障害の種別、学級形態、地域的なバランス等に配慮しながら、特別支援学級等を整備していく必要があります。また、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒一人につき一台のタブレット型情報端末と、高速大容量の高速ネットワークの一体的な整備を行いました。今後、児童・生徒の特性に応じた活用方法や指導の充実が求められています。

⑤障害者理解教育の充実

共生社会の形成に向けた障害者理解教育では、人権教育や道徳教育の実施、「交流及び共同学習」や「副籍交流」などを行い、相互の理解を深められるよう取り組んでいますが、今後も充実を図る必要があります。

第3章 教育総合センターを拠点とした取組み

(1) 教育総合センター開設の背景

急速な社会の変化が、人々を取り巻く環境を大きく変え、一人ひとりの生活を質的にも変化させています。新しい時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むことが重要です。

一方で子どもたちにも深刻な問題が生じています。配慮を要する子どもたちや、いじめ、虐待、不登校など困難さを抱える子どもたちの増加に対して、支援体制を整えることが求められています。

公立私立を問わない幼稚園・保育所等の就学前の時期から中学校卒業までのすべての子どもたちの教育・保育・質の向上を図り、切れ目のない継続的な支援が必要です。

最も重要なのは、教育の質の転換を担う教員の人材育成です。複雑化する教育課題を学校や園だけで解決することは困難であり、学校・園の現場を様々な視点から支える体制の構築が重要です。外部の専門家のアドバイスやサポートを受け、広く社会とつながり、学校や企業、地域の力などを最大限に活用することが求められます。

教育総合センターは、これらの取組みの基盤となるものです。予測できない社会を生きる子どもたちに、いかに社会が変化しようとも主体的にその変化に向き合い、一人ひとりが自分の可能性を信じ夢や希望をもちたくましく生きてほしいという願いのもと、子ども支援、保護者支援、教員支援の機能をもつ「学びのステーション」として令和3年12月に開設しています。

(2) 教育総合センターの運営方針

①教育の質の転換

世田谷の教育を就学前から小・中学校を通じて、「子どもたち一人ひとりが課題を見つけ協働して解決を目指す探究的な学び」へと転換させます。

②誰一人置き去りにしない教育の推進

子どもたち一人ひとりの個性や特性を尊重し、インクルーシブ教育を推進します。学習の進み方に課題のある子ども、高い学習意欲をもつ子ども、不登校の子どもなど一人ひとりに応じた学びを提供します。

また、多様性への理解を深める心を育み、地域や世界の中で共生する力を育てます。

③学びを支える環境の整備

多様な未来の社会を生きる子どもたちの創造力を培うため、ICT環境の整備や専門人材の配置など、学びを支える環境を整備します。

子どもたちの学習環境を充実させるとともに、教員の資質向上を支援し、質の高い教育を実施する環境を整備します。

(3) 教育総合センターの新たな機能

世田谷の教育を新しい時代に必要な教育へと転換していくための取り組みを展開します。

①学校支援・教員等支援の強化

- ・世田谷型の「探究的な学習」研修プログラムの実施
- ・教育のICT化を推進する人材の育成
- ・国際理解教育を推進する人材の育成
- ・教員が必要とする支援の実施
- ・困っている教員等への支援体制の強化（専用窓口の新設）

②子ども支援・教育相談・個別支援の強化

- ・様々な相談に総合的に対応する途切れのない支援
- ・配慮が必要な児童・生徒への学習環境等の充実
- ・子ども一人一人の教育ニーズに応じた専門的対応の強化

③乳幼児期の教育・保育の支援の強化・拡充

- ・乳幼児期の教育・保育の充実・発展
- ・乳幼児の資質・能力を伸ばす環境づくり
- ・家庭の教育力向上等に向けた支援の強化

④地域・社会との連携の強化

- ・地域人材による学校支援の仕組みづくり
- ・大学や企業等との協同事業の展開
- ・多くの人々が利用しやすい空間づくり（広場、交流スペース等）

⑤教育課題の研究体制の強化

- ・様々な教育課題の研究機能を集約（拡充）
- ・大学・企業・政策研究部門と連携した教育課題の解決（新規）

(4) インクルーシブ教育推進の拠点

第2章において第2期計画を振り返りましたが、なおも課題があります。

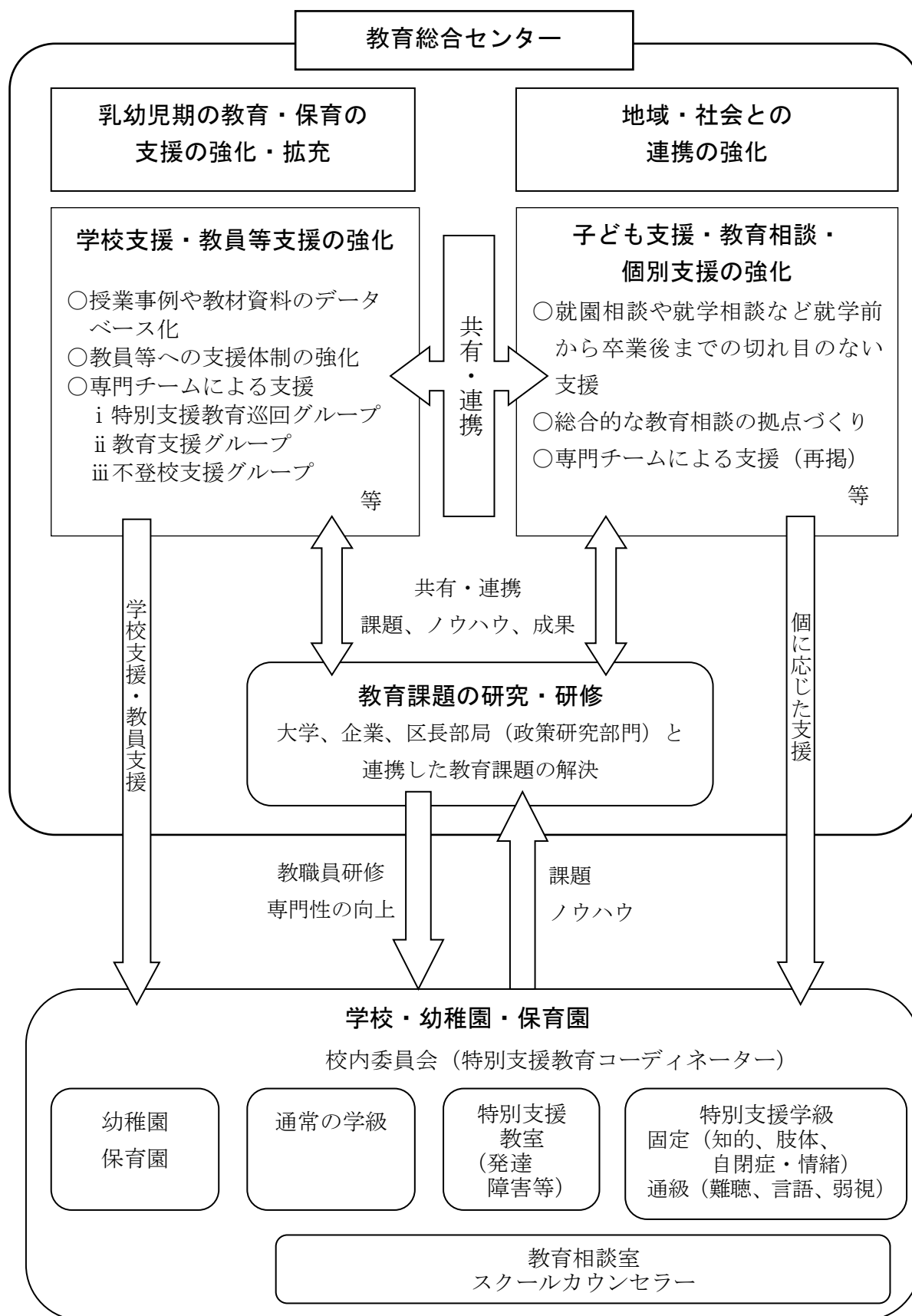
今後、教育総合センターをインクルーシブ教育推進の拠点と位置づけ、大学や企業、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じてインクルーシブ教育を実践する知識やスキルを有する教職員の育成を図ります。

また、様々な相談に総合的に対応する切れ目のない支援や、専門チームによる支援の充実を図り、子ども一人一人の特性に応じた支援の強化に向け取り組みます。

教育総合センターの活動を通じて得られる専門的な知識や情報を十分に生かすとともに、研究・研修部門と子ども・保護者支援を行う部門が相互に連携し、一体となって取り組むことが重要です。

誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、教育総合センターの機能を十分に発揮し、どの子どもも等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進します。

インクルーシブ教育推進の拠点としての取組み



第4章 計画の位置づけ及び計画期間

世田谷区では、平成26年3月に策定した「第2次世田谷区教育ビジョン」において、「ニーズに応じた特別支援教育の推進」を今後10年間の重点事業に位置づけています。

さらには、同年の「障害者の権利のための条約」発効や平成28年4月の「障害者差別解消法」施行など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」として、10年程度を見すえた方針をとりまとめました。

特別支援教育推進計画は、「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」で定めた「考え方」や目指すべき「取組みの方向」の実現に向けた具体的な行動計画です。本計画は令和4年度から令和5年度までの2年間にわたる、区立小・中学校・幼稚園における事業活動について規定するものです。

次の諸計画等との調和や整合性が保たれた計画とします。

①世田谷区の計画等

- 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画
- 世田谷区教育総合センター運営計画
- 世田谷区不登校対策アクションプラン・調整計画
- 世田谷区基本計画及び（仮称）世田谷区未来つながるプラン（実施計画）
- せたがやノーマライゼーションプラン
- 世田谷区発達障害支援基本方針

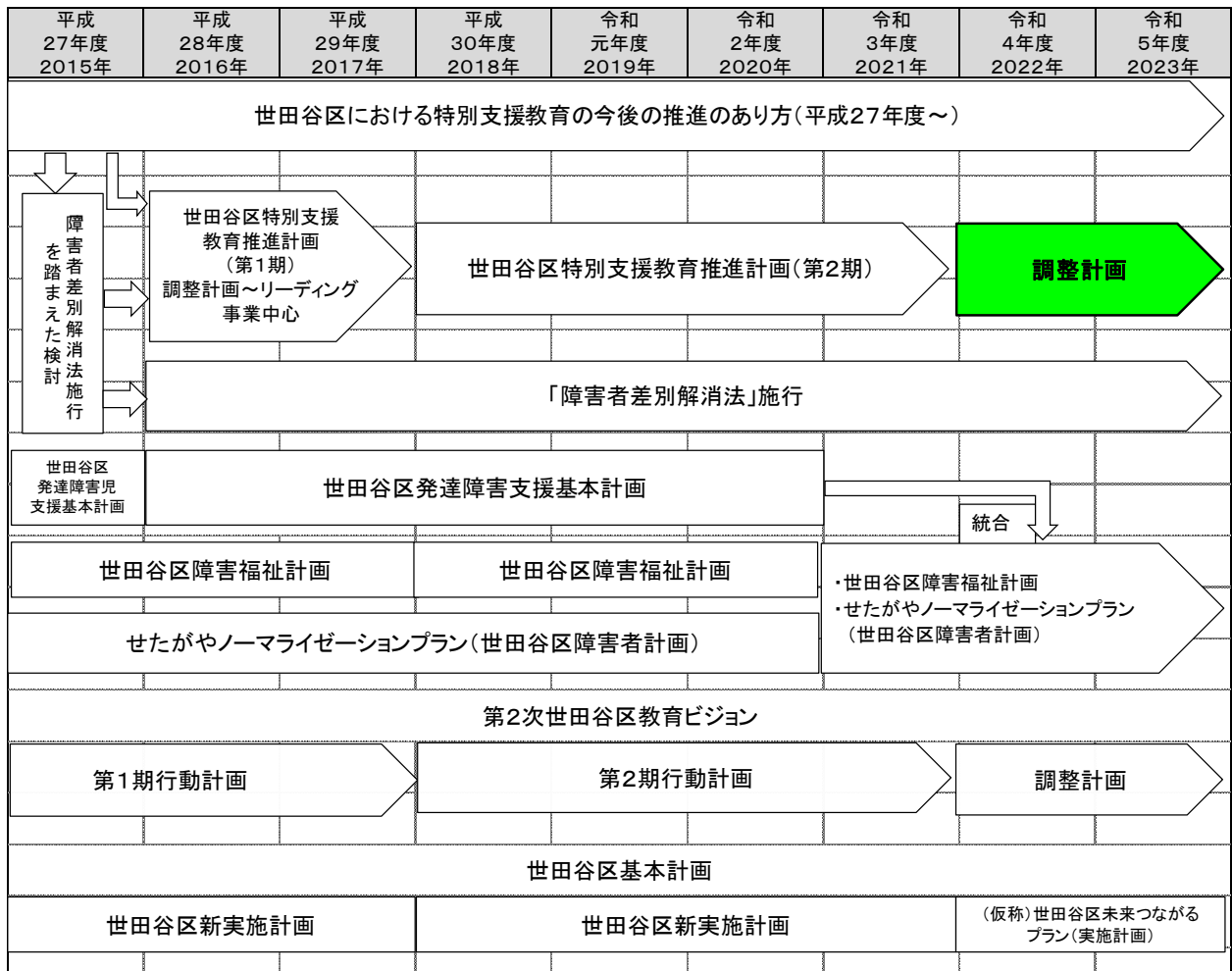
②東京都の計画

- 東京都特別支援教育推進計画（第2期）・第2次実施計画

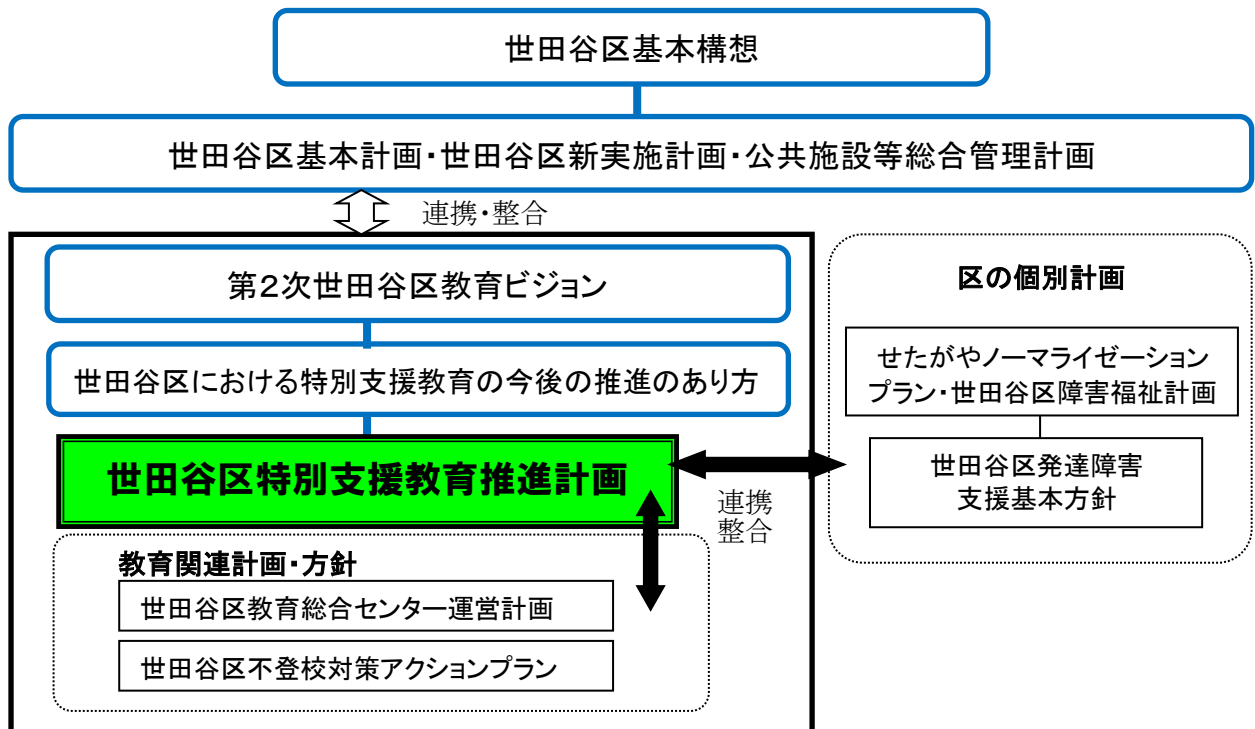
③その他法令等

- 障害者基本法
- 障害者差別解消法
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）〔中央教育審議会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 初等中等教育分科会〕
- 令和の日本型学校教育の構築を目指して（報告）〔中央教育審議会〕

■ 計画期間



■ 計画の位置づけ (イメージ)



第5章 調整計画の内容

(1) 本計画における対象

支援の対象を想定する上で重要な視点は、「障害」があるかないかではなく、その特性によって学校生活上の困難が生じているかどうかということになります。

このことから、本計画では、支援の対象を「障害の特性によって生活上の困難が生じている子ども」とし、本文中においては、「配慮を要する子ども」又は「配慮を要する児童・生徒」と表記しています。

(2) 世田谷型インクルーシブ教育を支える体制の推進

世田谷区では、平成27年3月に「せたがやノーマライゼーションプラン」を策定し、「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」という基本理念に基づき、様々な施策を推進しています。このような共生社会の形成に向けては、次世代を担う子どもたちに対し、障害者理解を深められるような取組みを進めていく必要があります。普段から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と周囲の人々との相互理解を深めていくことも重要です。

平成26年3月に策定した「第2次世田谷区教育ビジョン」では、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」、「これからの社会を生き抜く力の育成」、「生涯を通じた学びの充実」という3つの基本方針を定めています。中でも、世田谷型インクルーシブ教育を支える体制の推進にあたっては、3つの基本方針の一つである、「地域とともに子どもを育てる教育の推進」に基づき、進めていくことが特に大切であると考えています。

また、世田谷区では教員の研究や研修、教育相談、不登校対策、幼児教育の推進などを主な機能とし、小・中学校と幼稚園・保育所等を積極的に支援する「学校教育の総合的バックアップセンター」として、「世田谷区教育総合センター」が令和3年12月に開設しました。

誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが、生き生きと充実した学校生活を送ることができるよう、教育総合センターを拠点とし、教員の専門性向上と人材育成、専門チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害理解教育の推進などに取り組み、どの子どもも等しく認められ尊重されるインクルーシブ教育を推進します。

(3) 調整計画の体系

大項目	中項目	小項目		
特別支援教育の推進体制の充実	〔1〕 学校（園）における支援体制の充実	①特別支援教育コーディネーター機能の充実		
		① 専門チームによる学校支援 【重】【新】【セ】 ②就学前から卒業後までの途切れのない支援 【セ】 ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実 【重】【拡】 ④ 教育に関する相談を総合的に受ける相談体制の構築 【重】【新】【セ】 ⑤支援情報の引継ぎ、活用促進 【セ】 ⑥関係機関との連携の充実 【セ】		
	〔2〕 切れ目のない一貫した支援	①学校包括支援員の配置 ②非常勤講師（教科の補充指導）の配置 ③ 学校生活サポーターの充実 【重】【拡】 ④大学生ボランティアの充実 ⑤幼稚園介助員の充実 ⑥ 新たな人材の養成 【重】【新】【セ】		
			〔3〕 通常の学級における人的支援	①特別支援学級支援員の配置 ②学校生活サポーターの充実 ③ 新たな人材の養成（再掲） 【重】【新】【セ】
				〔4〕 特別支援学級における人的支援
			〔5〕 多様な学びの場や機会の充実	
				〔6〕 教員の資質・専門性の向上
			〔7〕 障害者理解教育の推進	

凡例……【重】：重点事業 【新】：新規事業 【拡】：拡充事業 【セ】教育総合センターの機能

(4) 具体的な取組み内容

I 特別支援教育の推進体制の充実

[1] 学校（園）における支援体制の充実

<現状及び課題>

世田谷区では、配慮を要する児童・生徒に適切な教育や支援を行うことを目的に、区立小・中学校に校内委員会を設置するなど、学校内での特別支援教育の推進体制を整備してきました。

校内委員会は、学校長の指導・指示のもと、特別支援教育コーディネーターの教員が調整役となり、副校長、学級担任、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援学級の担任、スクールカウンセラーなどが各校の状況や児童・生徒の状況に応じて構成員となります。校内委員会では、児童・生徒の状態の把握や支援の計画づくり、校内研修の実施、外部機関との連携などに取り組んでいます。

世田谷区では、平成19年度の特別支援教育導入以降、特別支援教育コーディネーターの基本的な役割は、「校内委員会の運営」及び「校外アドバイザー等関係機関との連携」と位置づけており、校内体制の要として重要な役割を担っています。

都立特別支援学校では、専任の特別支援教育コーディネーターがいますが、区立学校においては学級担任や養護教諭が兼任しており、学校包括支援員の配置調整や人材育成等の業務量が増加しています。また、「特別支援教室」の全校導入に伴い特別支援教室専門員の活用などの業務も増大しています。

小学校においては上記業務に加え、「特別支援教室」の就学相談業務の一部を行っていることから、特別支援教育コーディネーターの業務を代替できる非常勤講師等を週に2時間配置し、児童の行動観察など授業時間中にしかできない業務を行えるよう環境整備に取り組むとともに、組織的な支援の強化を図っています。

また、校内の特別支援教育体制を強化する必要があるため、特別支援教育コーディネーターを複数指名する学校が増加しています。

<取組み内容>

配慮を要する子どもが学校で過ごしやすくなるよう、各校において様々な環境調整に取り組んでいます。創意工夫によって学習に取り組みやすくなったり、家庭や関係機関との連携によって安定した学校生活を送れるようになったりした事例を共有できるよう、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、その資質や専門性の向上に向け取り組みます。

また、特別支援教育コーディネーターが果たすべき役割は重要であることから、今後も特別支援教育コーディネーターが活動しやすい環境づくりに取り組みます。

◇年次別計画

	令和4年度	令和5年度
特別支援教育コーディネーター機能の充実	連絡会の実施と効果検証	連絡会の課題改善・実施
	活動環境整備のための代替講師・看護師の配置 (小学校)	活動環境整備のための代替講師・看護師の配置 (小学校)

〔2〕切れ目のない一貫した支援

<現状及び課題>

発達障害をはじめとする障害のある児童・生徒や、医療の進歩により医療的ケアを受けながら日常生活を送る児童・生徒など、配慮を必要とする児童・生徒の状況は複雑化・多様化しており、学校や教員だけでは対応することが難しい事案が増えています。このような状況を踏まえ、校外から支援する体制の充実を図るため、令和2年度より特別支援教育巡回グループ（教育職1人、臨床心理士1人）を発足し、配慮を必要とする児童・生徒に関する様々な相談を受けとめ、支援や助言を行っています。

支援が必要な児童にとって、入学当初の支援が重要であるため、幼稚園・保育所等の就学前機関や小学校からの情報を引継ぎ、切れ目のない支援を提供することが必要です。また、発達障害等の傾向がある生徒も含め、中学校から高等学校等へ進学する際も情報を引き継ぎ、支援を継続していく必要があります。幼稚園・保育所等の就学前機関における子どもの様子や支援の方法を、区立小学校等へ円滑に引継ぐため、「就学支援シート」の取組みを推進しています。第2期計画においては、「就学支援シート」の電子化を行い、保護者や関係機関の利便性向上に取り組みました。また、就学相談の過程で得られる様々な情報を学校へ引き継ぎ、学校生活における指導や支援に生かしていくため、保護者の同意を得ながら「就学支援ファイル」の普及・促進に努めています。学校においては、配慮を要する子どもに関する支援の連続性が途切れることのないようにするため、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画による引継ぎを実施しています。保護者からは、個別指導計画を作成しても十分に活用されていなかったり、1年間見直しが図られていなかったりするなどの声が寄せられています。学期ごとに、良くなった点や悪かった点を、子どもや保護者が同席し、修正するような振り返りの場を設定することが必要です。

教育と福祉との連携においては、放課後等デイサービスを利用している児童・生徒が増加しています。学校と放課後等デイサービスが計画的に連携していく必要があります。配慮を要する子どもの中には、不登校やひきこもりといった状態になり、メルクマールせたがやを利用しているケースもありますが、学校との連携が課題となっています。また、関係機関との連携も含め、総合相談窓口の一元化がますます重要になってきています。

区立学校に在籍する医療的ケア児の増加に伴う看護師の確保や、校外学習における移動手段の確保が課題となっています。また、医療的ケア児が長期入院等で通学が困難な際にも、学習機会や担任、児童・生徒とのコミュニケーションが確保されるよう、遠隔授業の充実に向け検討する必要もあります。令和3年6月に、医療的ケア児支援法が成立しました。法の理念を踏まえ、医療的ケア児の増加に対し、適切に対応していく必要があります。

<取組み内容>

学校や保護者等から寄せられる相談件数の増加や、相談内容の複雑化・多様化を踏まえ、就学後も専門的な視点で継続的に見守り、子どもや学校を支援する特別支援教育巡回グループの運営を通じて、学校や児童・生徒、保護者に対する総合的な支援を行います。また、特別支援教育巡回グループは、いじめなどの様々な学校課題に関する専門的な支援を行う教育支援グループや不登校支援グループと連携し、課題解決を図ります。(イメージ図1・22ページ参照)

障害のある子どもやいじめ、不登校などの課題には、学校の教員だけでなく、専門人材の関与が必要不可欠です。子どもや家庭の抱える課題は様々な要素が関連し、例えば福祉部門の専門職のノウハウを必要とするケースもあります。そのため、事案に応じて、教育、心理、福祉などの複数の専門職種が参加するケース会議を開催し、より広い視点から課題の解決にあたります。

就園相談や就学相談（入学、進学、転学、通級、特別支援教育など）など就学前からの様々な相談に対応し、一貫した途切れのない支援を福祉部門と連携して行います。また、発達、就学、進路などの不安や悩みについて、いつでも相談ができる環境づくりに福祉部門などと連携して取り組みます。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に当たっては、保護者、医療機関及び就学前機関と密接な連携を図るなど、切れ目のない相談体制の充実に向け取り組みます。また、会計年度任用職員の看護師配置や訪問看護ステーションとの連携を通じて、医療的ケアを行う人材の確保に努めるとともに、校外学習における移動手段の確保や通学が困難な際の遠隔授業の充実に向け検討するなど、学校における支援体制の充実を図ります。

特別支援教育や不登校、いじめなど様々な相談に対応するとともに、学校や専門チームと連携して多様で複雑な課題が深刻化する前に解決できるよう総合的な相談体制を構築します。(イメージ図2・23ページ参照)

「就学支援シート」及び「就学支援ファイル」による引継ぎの普及と活用状況の把握を行い、切れ目のない支援の充実を図ります。また、「個別指導計画」及び「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」による引き継ぎの普及と活用状況を把握し、切れ目のない支援の充実を図ります。保護者の同意を得たうえで進学先等との情報共有を進めることや、保護者の参画による引継ぎ会の実施などの普及・促進に取り組みます。

様々な相談内容を継続的に蓄積し、教育総合センターの相談部門や支援部門、福祉部門が情報を共有していくことで、配慮が必要な子どもたちがより適切な対応や支援につながるような情報共有システムを運用します。

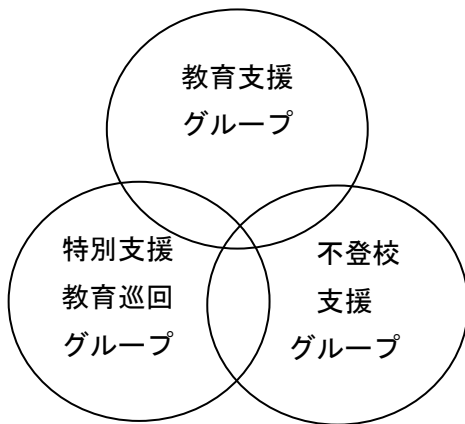
児童相談所やメルクマールせたがやなど、関係機関と学校の連携促進に向け取り組みます。また、複雑な事案については、学校と専門チームとの連携により、課題解決に向け取り組みます。

◇年次別計画

	令和4年度	令和5年度
①専門チームによる学校支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育巡回グループの効果検証 ・特別支援教育巡回グループと教育支援グループ・不登校支援グループとの連携、課題改善 ・専門職種によるケース会議による課題解決のための手立ての検証・改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育巡回グループによる支援の充実 ・特別支援教育巡回グループ、教育支援グループ及び不登校支援グループによる支援の充実 ・課題解決のためのさらなる方法の検討・実践
②就学前から卒業後までの途切れのない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容や支援内容の分析結果に基づく教育相談の充実のための施策の実施 ・福祉部門と連携した卒業後の継続的なフォローの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・途切れのない支援のためのさらなる施策の検討 ・福祉部門と連携した卒業後の継続的なフォローの充実
③医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の増加に応じた学校医療的ケア看護師等の適切な配置 ・校外学習における配慮方法の情報蓄積 ・遠隔授業の実施及び課題改善 ・幼稚園、保育園及び小学校との連携による切れ目のない支援の実施及び課題改善 ・中学校卒業後の進学先等への引継ぎ方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の増加に応じた学校医療的ケア看護師等の適切な配置 ・校外学習における支援の充実 ・遠隔授業の充実 ・幼稚園、保育園及び小学校との連携による切れ目のない支援の充実 ・検討を踏まえた切れ目のない支援の充実
④教育に関する相談を総合的に受ける相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・総合教育相談窓口による相談の運用・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口のあり方の検討・新たな手法の検討
⑤支援情報の引継ぎ、活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学支援シート」による引継ぎの普及と活用状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学支援シート」による引継ぎの普及と支援の充実

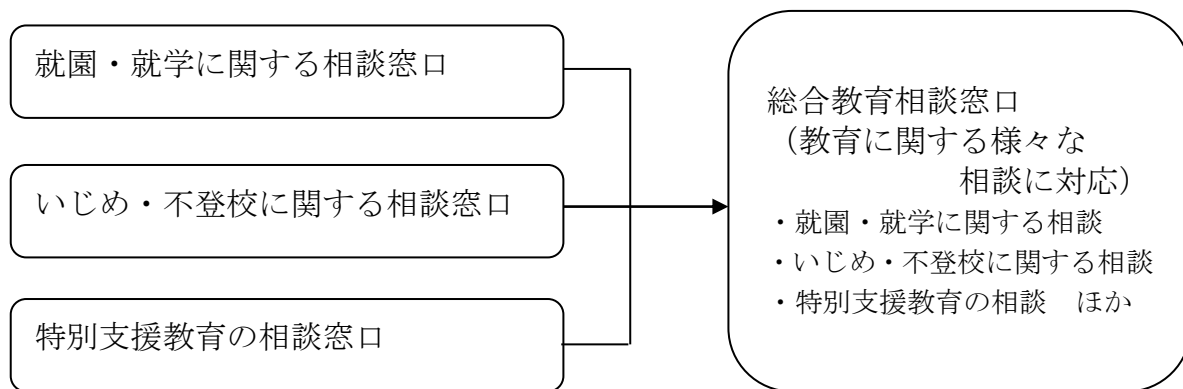
	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学支援ファイル」による引き継ぎの実施と活用状況の把握 ・「個別指導計画」及び「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」による引き継ぎの普及と活用状況の把握 ・情報共有システムの運用・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学支援ファイル」による引き継ぎの実施と支援の充実 ・「個別指導計画」及び「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」による引き継ぎの普及と支援の充実 ・情報共有システムの改善・運用
⑥関係機関との連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉及び保護者との連携及び課題改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉及び保護者と連携した支援の充実

《イメージ図1》



- i 特別支援教育巡回グループ（教育職、臨床心理士）
各学校を巡回し、配慮を必要とする子どもたち一人ひとりのニーズに合わせた学びや支援が行われるよう教員等に必要なアドバイスをを行います。
- ii 教育支援グループ
（弁護士、精神科医、臨床心理士）
いじめなどの様々な学校課題に関する専門的な支援を行うとともに、いじめへの対応の検証の中心となり、課題の把握や改善の検討などを行います。
- iii 不登校支援グループ
（臨床心理士、スクールソーシャルワーカー）
不登校の児童・生徒の増加傾向を踏まえ、新たに不登校支援グループを設置します。不登校支援グループは、困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や対応策の検討を行います。

《イメージ図 2》



〔3〕 通常の学級における人的支援

<現状及び課題>

世田谷区では、配慮を要する児童・生徒が在籍する通常の学級への支援として、安全配慮や生活指導上の支援を行う学校包括支援員を学校に配置しています。区立小・中学校1校につき1人の学校包括支援員を配置することに加え、平成30年度からは大規模校5校に対し、学校包括支援員を2人配置としました。学び舎内の小・中学校の連携も継続し、配慮を要する児童・生徒に対する支援の充実を図っていますが、宿泊行事の時に、学校包括支援員一人では、体制として十分でない時があります。

個別に学習指導をする非常勤講師を学校に派遣しています。教科の補充指導により、児童・生徒の学習意欲や自己肯定感の向上などにつながっています。

また、区立幼稚園・認定こども園において、担任の指導・指示のもと、配慮を要する幼児の安全面の確保やコミュニケーションを仲介する介助員を配置しています。

教職員や学校包括支援員だけではどうしても支援が不足する場合にのみ、支援要員（臨時職員）を配置していましたが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、令和2年度から学校生活サポーターへ移行しています。学校生活サポーターの確保が難しく、複数人でシフトを組まなければならないことが多いため、一貫した対応が困難な状況もあります。

学校からは、学校包括支援員や学校生活サポーターの専門性向上を望む声が多くあり、人材育成の充実を図る必要があります。

大学生ボランティアについては減少傾向にあります。大学院生が継続して支援に入っている事例もあります。また、教員志望の大学生が新型コロナウイルスの感染拡大により、障害者施設や介護施設での実習ができない状況を踏まえ、区内大学と連携し区立学校で実習の受け入れを行いました。

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みなどのインクルーシブ教育の推進に向け、人的支援体制は必要不可欠なものとなっています。「障害者の権利のための条約」で定める「インクルーシブ教育」の理念を踏まえ、通常の学級における人的支援の拡充を行っていますが、配慮を必要とする児童・生徒の増加により、人的支援のニーズは依然として高い状況にあります。

<取り組み内容>

学校包括支援員及び学校生活サポーターに対する研修を実施し、支援の充実に向け取り組みます。学校生活サポーターの人材確保については、引き続き区のホームページ、区立施設、大学での広報を行います。また、配慮を要する児童・生徒の支援の担い手となる新たな人材の養成方法について検討し、人材確保の充実を図ります。

非常勤講師による教科の補充指導においては、配慮を要する児童・生徒一人一人の特性を踏まえ、タブレット型情報端末を活用した指導の促進を図るとともに、非常勤講師と在籍学級担任等の間で、児童・生徒の学習状況に関する情報を共有し支援の充実を図ります。

大学院生の協力依頼を積極的に行うなど、大学生ボランティアの充実に向け取り組みます。

◇年次別計画

	令和4年度	令和5年度
①学校包括支援員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・学校包括支援員の配置 ・専門性の向上につながる研修の実施及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校包括支援員の配置 ・効果検証を踏まえた研修の実施
②非常勤講師（教科の補充指導）の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤講師（教科の補充指導）の配置 ・タブレット型情報端末の活用した指導の促進及び課題の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤講師（教科の補充指導）の配置 ・タブレット型情報端末を活用した指導の課題改善
③学校生活サポーターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活サポーターの充実 ・専門性の向上につながる研修の実施及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活サポーターの充実 ・効果検証を踏まえた研修の実施
④大学生ボランティアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生ボランティアの充実 ・大学院生との連携及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生ボランティアの充実 ・大学院生との連携強化
⑤幼稚園介助員の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園介助員の充実 ・専門性の向上につながる研修の実施及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園介助員の充実 ・効果検証を踏まえた研修の実施
⑥新たな人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな支援の担い手となる人材の養成方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討を踏まえた取組み

〔4〕 特別支援学級における人的支援

<現状及び課題>

特別支援学級には、固定学級と通級指導学級があり、世田谷区では、小・中学校に知的障害、肢体不自由及び自閉症・情緒障害の固定学級を設置しています。

特別支援学級（固定学級）は児童・生徒8人で1学級を編成します。学級担任に加え、担任の指導の下に児童・生徒を支援する特別支援学級支援員（会計年度任用職員）、学校生活サポーター（旧介添員）を配置し、学級を運営しています。

インクルーシブ教育の進展や、特別支援学級に在籍している子どもたちの多様化などにより、人的支援のニーズが高まっている状況を踏まえ、第2期計画期間中に、特別支援学級支援員の配置基準を見直し、支援の充実をしました。

質の向上に向け、チームアプローチという形で自立に向けた指導を行う必要があります。また、学級運営の方針については、特別支援学級の担任と特別支援学級支援員との間で、こまめにコミュニケーションをとり、共通認識する必要があります。

学校からは、教育委員会からの助言や研修の機会を増やしてもらいたいとの要望があります。

<取組み内容>

固定の特別支援学級における人的支援のニーズを踏まえ、学級数や障害種別に応じた適切な配置に取り組みます。

特別支援学級支援員や学校生活サポーターに対し、配慮を要する児童・生徒の多様な状態を理解する力や児童・生徒の成長を促進するための効果的な関わり方、学級担任との連携に関する研修を実施し、支援の充実に向け取り組みます。

◇年次別計画

	令和4年度	令和5年度
①特別支援学級支援員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級支援員の配置 ・専門性の向上につながる研修の実施及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級支援員の配置 ・効果検証を踏まえた研修の実施
②学校生活サポーターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活サポーターの充実 ・専門性の向上につながる研修の実施及び効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活サポーターの充実 ・効果検証を踏まえた研修の実施
③新たな人材の養成（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな支援の担い手となる人材の養成方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討を踏まえた取組み

Ⅱ 個に応じた教育環境の充実

〔5〕 多様な学びの場や機会の充実

<現状及び課題>

文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒一人につき一台のタブレット型情報端末と、高速大容量の高速ネットワークの一体的な整備を行いました。児童・生徒一人一人の個性や特性に応じた多様な学びや支援の充実に向け、タブレット型情報端末の効果的な活用やアプリの柔軟な運用が求められています。また、ICTの活用にかかる教員の指導力の向上が求められています。読み書きすることに困難がある児童・生徒を支援するため、マルチメディアデিজィー教科書等のデジタル教材の導入に関する検討を進めています。

興味・関心事や才能を活かした教育について、大学と研究・検討し、具体的なモデル事業を立案しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により実施までは至っていない状況です。

特別支援学級に入級する児童・生徒の増加等に対応するとともに、障害の種別や学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などに配慮しながら、学校の増改築等にあわせ計画的な学級整備に取り組んでいます。知的障害学級（固定）、言語障害学級（通級）の地域偏在を踏まえた設置が、必要になっています。また、インクルーシブ教育の進展を踏まえ、文部科学省と連携し、知的障害の通級制度を試行している自治体もあります。

発達障害等の児童・生徒一人一人の特性に応じた特別支援教育を実施するため、全小・中学校に「特別支援教室」を設置し、指導の充実を図っています。「特別支援教室」を利用する児童・生徒数は、導入前と比べて約2.8倍となる1,720人に達しています。全区的に児童・生徒が増加しており、特別支援学級や「特別支援教室」のスペースが不足している状況もあります。

「特別支援教室」による指導だけでは十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒もいることから、「世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を小学校に2校、中学校に1校開設しています。

<取組み内容>

アプリを活用した授業効果を検証する研究校を選定し、配慮を必要とする子どもたち一人一人の特性に応じたアプリの有効性や効果的な場面での活用方法など、学校現場に即した実践的な研究に取り組めます。また、特別支援学級等におけるタブレット型情報端末やアプリを活用した授業事例等のデータベース化、共有により、ICTの活用にかかる教員の指導力の向上を図っていきます。

教育DX推進の取組みに基づき、教育データを利活用して、児童・生徒一人一人の個性や特性に応じた指導に取り組めます。

生きづらさを抱えている児童・生徒の興味や関心事、特別な才能を発見し、それらを伸ばすことによって、夢や希望を持って生活していくことができるよう、第2期計画での検討を踏まえ取り組みます。

配慮を必要とする子どもたちが、一人一人の能力や可能性を伸ばせるよう、障害の種別や学級形態、地域的なバランス等に配慮しながら、「世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、整備してまいります。また、小学校「特別支援教室」を利用する児童の増加を踏まえ、拠点校の増設に向け取り組みます。

特別支援学級（固定学級）に在籍する生徒の増加や、通学の負担を軽減するため、新たな学級整備に向け取り組みます。

◇年次別計画

	令和4年度	令和5年度
①ICTを活用した学びや支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特性に応じたタブレット型情報端末等の活用の検証・改善 ・ICT活用研究校によるアプリの活用効果の検証 ・特性に応じた有用なアプリの検討・導入 ・マルチメディアデジタル教科書等のデジタル教材の活用促進及び課題改善 ・ICTを活用した授業事例等のデータベース化・共有 ・教育データの利活用に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・特性に応じたタブレット型情報端末等の活用の充実 ・特性に応じた有用なアプリの活用促進 ・特性に応じた有用なアプリの活用促進 ・マルチメディアデジタル教科書等のデジタル教材の活用による指導の充実 ・ICTを活用した授業事例等のデータベース化・共有 ・教育データを利活用した指導の実施
②興味・関心事や才能を活かした教育に関する研究・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・研究・検討を踏まえた実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果検証、課題改善
③特別支援学級等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校「特別支援教室」拠点校の増設 ・「特別支援学級（固定級）」の開設 ・児童・生徒の増加を踏まえた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回指導の充実 ・「特別支援学級（固定級）」の開設 ・開設校における指導の充実 ・検討を踏まえた取り組み

Ⅲ 特別支援教育の指導の充実

〔6〕教員の資質・専門性の向上

<現状及び課題>

特別支援教育に関する教員研修や研究活動の実施を通じて、教員の資質・専門性の向上に取り組んでいます。新学習指導要領では、特別支援学級においても教科指導を重視しているため、教科指導の専門性を高めていく必要があります。

特別支援学級や「特別支援教室」に在籍している児童・生徒の状態は多様化しており、担任には高い指導力や専門性が必要となっています。特別支援学級や「特別支援教室」の担任は、コミュニケーションスキルや指導の柔軟性も求められます。

「特別支援教室」の巡回指導教員の指導力向上は喫緊の課題です。保護者と子どもの学習状況を共有したり、通常の学級での授業観察や校内委員会への参加の機会を増やしたりするなど、充実に努める必要があります。

学校からは、個別指導計画の立て方や活用方法などに関する研修を求める声もあります。また、特別支援学級支援員の活用など、特別支援学級の担任を対象とした学級経営のマネジメント研修について検討する必要があります。

特別支援教育の基本や原理・原則といった部分については、いつでも、どこでも、誰でも気軽に学べるよう、短時間のオンライン研修が学校から求められています。子どもの特性に応じた環境調整に関することも含め、学びの連続性も重要です。

学期に1回程度、特別支援教育の指導教諭の授業を見て学ぶ方法、校内研修のあり方など、区が実施する研修との関連性も含めて専門性の向上を図る必要があります。

また、wisc-IVなど、発達検査の結果を読み取り、データを授業に生かしていくことが重要です。授業のユニバーサルデザインも形骸化しないよう、学校生活における合理的配慮はさらに充実する必要があります。

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、区立学校を継続的に訪問し、指導力向上に効果がありました。また、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士の活用などによる資質向上も重要となっています。

<取組み内容>

特別支援教育に関する研修は、東京都や教育研究会が実施する研修も多いことから、世田谷区が主催する研修については内容が重複しないよう取り組みます。校内研修の取組みについても支援していきます。

教育研究活動については、研究開発校等による研究や教育研究会活動を実施するとともに、教育研究会と教育委員会との連携のあり方について検討し充実に努めます。

研修動画や好事例のデータベース化など、ICTを活用した専門性向上に向けた研究及び検討を行います。教育総合センターにおける授業事例等のデータベース化については、区長部局の政策研究担当課をはじめ、大学・企業や地域との連携を通じて進

めてまいります。

今後も特別支援学校のセンター機能の活用による専門性の向上を図り、特別支援学校との効果的な連携のあり方について検討し、指導の充実に向け取り組みます。各校の状況に応じて作業療法士や理学療法士などの指導、助言が得られるよう、学識経験者派遣事業の実施を通じて専門性の向上を図ります。

◇年次別計画

	令和4年度	令和5年度
①教員研修の実施	◇世田谷区が主催する研修の実施及び課題を踏まえた検討 ・特別支援学級等担当教員研修 ・初任者等研修 ・校内研修 など ◇東京都が主催する研修の実施	◇世田谷区が主催する研修の充実 ・特別支援学級等担当教員研修 ・初任者等研修 ・校内研修など ◇東京都が主催する研修の実施
②教育研究活動（教材開発・研究を含む）の実施	・研究開発校等による研究の実施及び成果普及、課題改善 ・教育研究会活動の実施 ・教育研究会と教育委員会との連携のあり方検討 ・ICTを活用した専門性向上に向けた研究（研修動画、好事例のデータベース化など）	・検討を踏まえた研究開発校等による研究の充実 ・教育研究会活動の実施 ・検討を踏まえた連携の充実 ・ICTを活用した専門性向上に向けた検討（研修動画、好事例のデータベース化など）
③特別支援学校との連携	・特別支援学校との連携による専門性の向上 ・連携のあり方の検討	・検討を踏まえた特別支援学校との連携による指導の充実
④学識経験者事業の実施	・学識経験者の派遣による専門性の向上	・学識経験者の派遣による指導の充実

IV 共生社会に向けた教育の推進

〔7〕 障害者理解教育の推進

<現状及び課題>

様々な差別や偏見をなくし、互いに尊重し合う社会を築くためには、学校教育の果たす役割は重要です。世田谷区では、「第2次世田谷区教育ビジョン」の基本的な考えに多様性の尊重を掲げ、子ども一人ひとりの多様な個性や能力を十分把握し、個に応じた指導をきめ細かく行う教育を目指しています。

各学校では、全ての教育活動を通じて人権教育の推進に取り組んでおり、人権に関する基礎的な知識や理念の理解を深めるほか、自他の人権の尊重や多様性を温かく受け入れるといった態度的な側面、コミュニケーション能力や違いを認め合える能力の育成といった技能面の側面について学んでいます。多様性の理解教育の好事例を今後も学校で紹介していく必要があります。

子どもたちに人として生きるうえで大切な人間性・道徳性をはぐくむとともに、社会の構成員としての自覚や社会生活を送るうえで必要な規範意識や生活習慣を身につけるため、道徳教育の充実に取り組んでいます。

障害福祉部では、障害者差別解消法のリーフレットを配布するとともに、障害理解に関する出前講座を実施しています。また、都市整備政策部においても、福祉やユニバーサルデザインをテーマとした講座を実施しています。学校独自で、車いすの体験授業などの障害者理解教育を実施する学校が増えています。

パラリンピアンや障害者スポーツ選手を学校に講師として招き、様々な学習や体験授業が行われ、障害者理解が進んでいます。今後も途切れることなく、継続していくことが重要です。また、「遊び」や「学び」の重要性が指摘されています。ファシリテーターを確保し、意図的に場を設定していく必要があります。

誰もが互いに人格と個性を尊重し、支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会の実現を目指すには、子どもたちから多様な人とふれあう経験を積み重ねることが大切です。世田谷区では、区立小・中学校の特別支援学級と通常の学級、また都立の特別支援学校と区立の小・中学校との間で授業参加や給食、スポーツや体験活動など、交流及び共同学習に取り組んでいます。令和2年度の交流及び共同学習、副籍制度については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、延期や中止を余儀なくされる状況がありました。

<取組み内容>

世田谷区がこれまで取り組んできた人権教育、道徳教育、オリンピック・パラリンピックを契機とした学習体験などの成果を生かすとともに、各校において、学校の教育活動全体を通して、各教科等の相互の関連を図るなど、発達段階に応じた指導を実施します。

庁内関係課、保健センター、社会福祉協議会等と連携し、障害者理解教育に関する

出前講座等を実施します。

交流及び共同学習や副籍交流の実施については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、ICTの活用を促進するなど、感染対策の工夫をしながら充実を図ります。特別支援学級等に在籍する児童・生徒が豊かな社会性を育ていけるよう、また、通常の学級に在籍する児童・生徒が障害者理解のための学習の成果を生かすことができるよう、充実を図ります。

人間関係を豊かにしていくことができるよう、子どもたちが仲間同士で互いに支え合うピアサポートの研究や検討を行います。

◇年次別計画

	令和4年度	令和5年度
①人権や多様な個性を尊重する教育	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の実施 ・道徳教育の実施 ・障害者理解に関する出前型啓発事業の実施 ・ピアサポートの研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の充実 ・道徳教育の充実 ・障害者理解に関する出前型啓発事業の充実 ・ピアサポートの検討
②交流及び共同学習等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習の実施 ・副籍制度による交流活動の実施 ・特別支援学級在籍児童・生徒と学区小・中学校との交流に関する研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習の充実 ・副籍制度による交流活動の充実 ・特別支援学級在籍児童・生徒と学区小・中学校との交流に関する検討

資 料 編

1 世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）検討委員会設置要綱

令和3年5月25日

3世教相第123号

（目的及び設置）

第1条 世田谷区特別支援教育推進計画（第2期）の事業活動等を踏まえ、今後の特別支援教育の取り組み内容について検討し、世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）（以下「調整計画」という。）を策定するため、世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 調整計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、調整計画の検討に関し、教育委員会が必要と認める事項。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育監の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、委員長が指名する次に掲げるものとする。
 - (1) 区立学校の校長
 - (2) 教育政策部参与
 - (3) 教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当）
 - (4) 教育研究・研修課長
 - (5) 教育研究・研修課指導主事
 - (6) 教育相談・支援課長
 - (7) 教育相談・支援課指導主事

（委員長の職務）

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席等を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育相談・支援課で処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。
- 2 この要綱は、調整計画が策定された日をもって廃止する。

2 世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）検討委員会名簿

1	委員長	教育監 教育政策部長	栗井 明彦
2	委員	小学校校長会代表	新藤 直美
3	委員	特別支援学級 設置校長会 小学校代表	篠原 和也
4	委員	中学校校長会代表	牧野 英一
5	委員	特別支援学級 設置校長会 中学校代表	今田 敏弘
6	委員	教育政策部 参与	平沢 安正
7	委員	教育相談・ 支援課長	柏原 耕治朗
8	委員	副参事 (学校経営・ 教育支援担当)	塚本 桂子
9	委員	教育相談・支援課 指導主事	森本 真由美
10	委員	教育研究・ 研修課長	隅田 登志意
11	委員	教育研究・研修課 指導主事	前田 健太

学識経験者（アドバイザー）

東京家政大学 家政大学児童教育学科	教 授 半澤 嘉博
----------------------	-----------

3 世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）検討委員会検討経過（予定）

回	開催日	主な議題
1	令和3年 6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期計画の振り返り ・特別支援教育に係る意見交換 (課題、取組みの方向等)
2	7月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組みの方向 ・年次計画案の検討 など
3	10月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等を踏まえた修正 など ・特別支援教育推進計画（調整計画）〔案〕について

今後の予定

令和3年 8月24日	教育委員会	特別支援教育推進計画（調整計画）（素案）報告
9月 1日	区議会文教常任委員会	特別支援教育推進計画（調整計画）（素案）報告
令和4年 1月	教育委員会	特別支援教育推進計画（調整計画）（案）報告
1月	区議会文教常任委員会	特別支援教育推進計画（調整計画）（案）報告

○検討の過程で次のような機会を通じ、ご意見を伺う予定です。

- ・「第2次教育ビジョン・調整計画」策定過程におけるパブリックコメント

世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）素案
令和4年度～令和5年度

発行 世田谷区教育委員会
編集 世田谷区教育委員会事務局教育相談・支援課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2747
FAX 03-5432-3041
URL <http://www.city.setagaya.lg.jp/>
発行年月 令和3年8月
